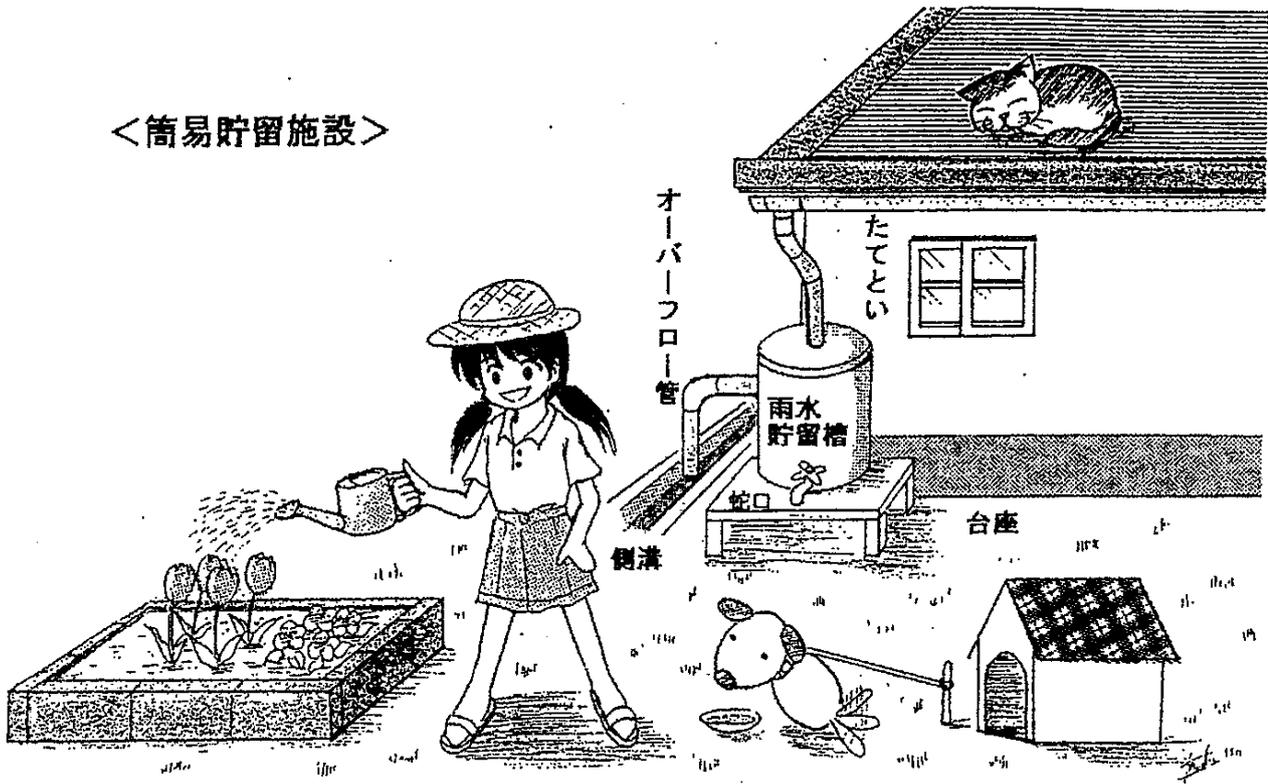


雨水利用簡易施設補助 ご案内

<簡易貯留施設>



雨水を有効に利用しよう

- ・洪水の軽減
- ・渇水対策、防災対策

渇水時、災害時の生活用水として使用できます。

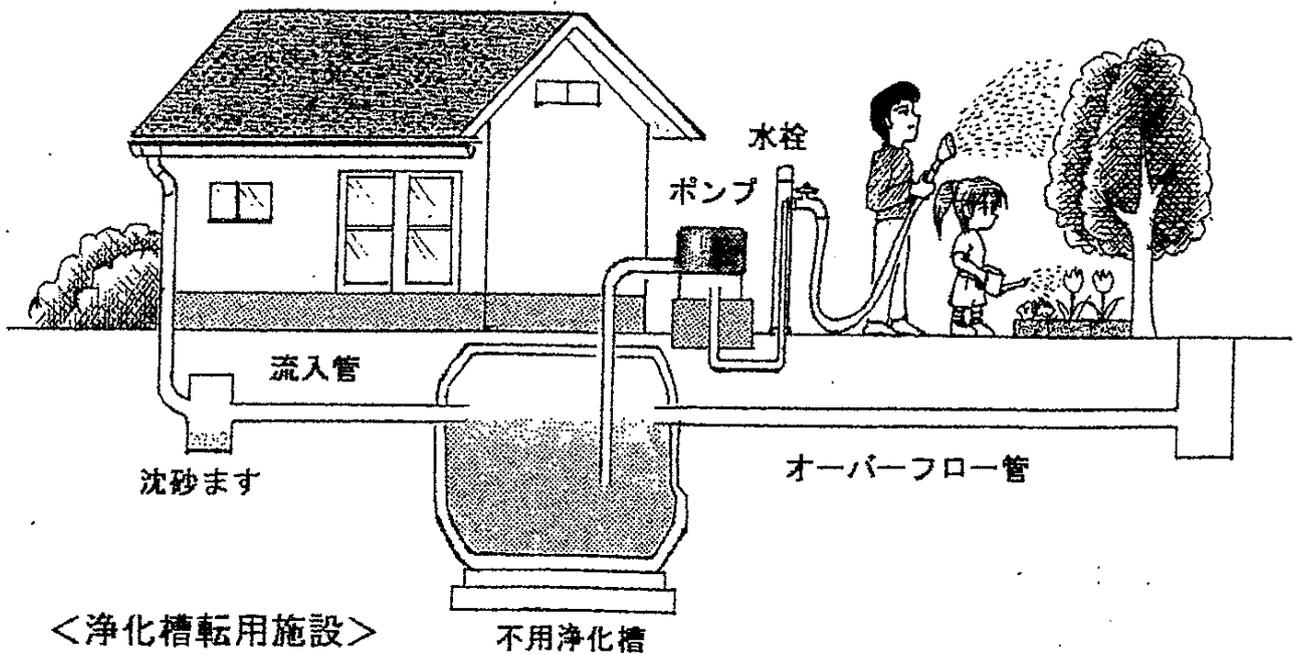
- ・水資源の循環再生

たまった水は自前の水資源。洗車、屋外での散水等に利用できます。

このような補助が受けられます

施設の区分	対象経費	補助金の額	対象となる施設の数
浄化槽 転用施設	浄化槽の転用に 係る清掃及び工 事に要する費用	当該清掃及び工事に要す る経費の2分の1の額又 は 80,000 円のいすれ か少ない額	1基
簡易貯留 施設	簡易貯留施設の購 入及び設置に係る 工事に要する経費	当該施設の購入及び工事 に要する額の2分の1の 額又は 25,000 円のい すれか少ない額	2基

補助金の額に端数が生じた場合は、100円未満を切り捨てるものとする。

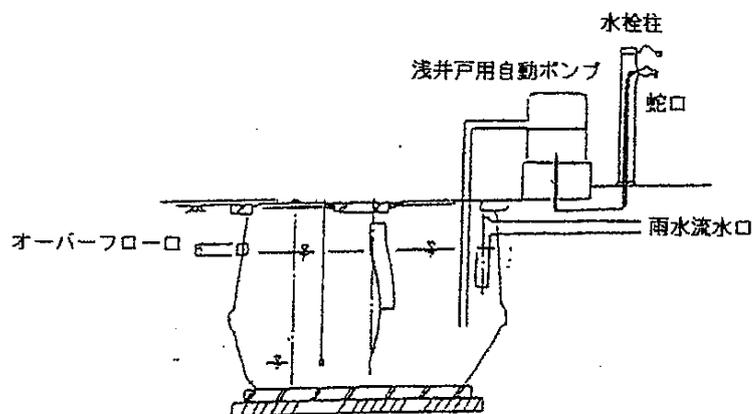


設置基準

<浄化槽転用施設>

雨水を貯留して利用するための雨水貯留槽（不用となった当該住宅の敷地内の浄化槽を転用したもの）及びこれに係る給排水設備を備えているものに限ります。

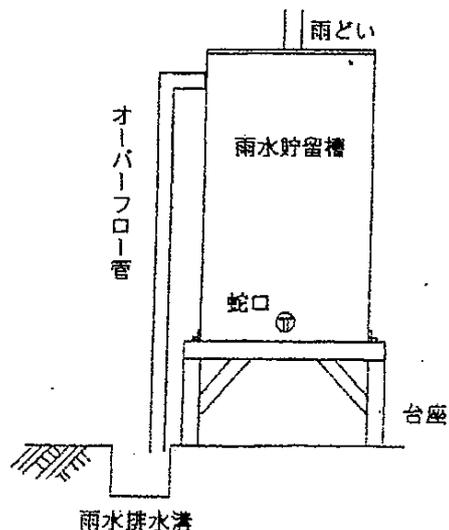
また、当該施設に接続するポンプ、その他の排水設備が必要です。



<簡易貯留施設>

雨水を貯留して利用するための雨水貯留槽（浄化槽転用施設を除く）及びこれに係る水栓を備えているものに限ります。

当該施設が転倒しないよう安全を確保して下さい。



補助金交付までの流れ

申請

必要書類

- ・ 交付申請書
- ・ 付近見取図
- ・ 配置図
- ・ 見積書（浄化槽転用施設のみ）

審査

交付決定（交付決定通知により申請者に通知します。）

完了報告

補助事業の完了後15日以内に書類を提出してください。

必要書類

- ・ 完了報告書
- ・ 工事に係る領収書（写し）
- ・ 設置又は転用完了後の写真

完了・検査（書類審査及び設置状況を確認、認めた時は確定通知します。）

補助金請求書

確定通知書を受け取ったら、補助金請求書を提出してください。